

島原市監査委員公表第2号

財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知がなされたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月23日

島原市監査委員 徳永 清己

令和5年6月27日

島原市監査委員 徳永 清己 様

島原市長 古川 隆三郎



令和4年度 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果報告書に
係る措置等の状況について

標記のことについて、地方自治法第199条第9項の規定により提出された
監査の結果に関する報告に対し、同条第14項の規定による措置等の状況につ
いて別紙のとおり報告します。

令和4年度

財務監査(定期監査)及び行政監査結果に基づく措置等の内容

指摘事項等	措置等の内容
部署名：[市長公室] 【秘書人事課】 ■職員健康診断業務委託（５件）について ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。 ② 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。 ③ 業務完了通知書の提出がなされていない。 【政策企画課】 ■島原市コミュニティバス運行費補助金について ① 補助金変更申請書が提出されているにもかかわらず、その決定を行わず交付額確定時において実績に基づき補助金返還を命じている。 ② 本補助事業の開始（着手）日が、市の交付決定日前に行われている。	■職員健康診断業務委託（５件）について ① これまでの契約実績等も考慮のうえ、適切な事務処理に努めてまいります。 ② ご指摘後の契約等につきましては、契約書に明記しております。 ③ ご指摘後の契約等につきましては、業務完了通知書を提出いただいております。 ■島原市コミュニティバス運行費補助金について ① 補助金変更交付決定後に、実績報告に基づき交付額確定を行い支出するよう徹底します。また、所要の整備を図るため、補助金交付要綱の改正を行いました。 ② 令和４年度以降は業務開始日までに交付決定するように見直しました。

③ 補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。 ■島原市コミュニティバス予約システム保守業務委託について ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。 ■島原市コミュニティバス予約受付業務委託について ① 委託等の契約事務において、予定価格書が作成されていない。 ■その他事務処理に関する事項について ① 契約締結日の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。 【シティプロモーション課】 ■宿泊を伴う旅費等の執行状況について ① 旅費の運賃支給において、誤った支給額が支給されている。 ■その他事務処理に関する事項について ① 契約締結日の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。	③ 3月末までに業務の履行を確認いたします。 ■島原市コミュニティバス予約システム保守業務委託について ① 有資格業者名簿により資格の有無の確認を徹底します。なお、現契約者は、資格を有し、名簿に登録されています。 ■島原市コミュニティバス予約受付業務委託について ① 適正な事務の執行を行うよう徹底します。本年度は是正済みです。 ■その他事務処理に関する事項について ① 実地監査後、直ちに使用しないよう徹底しました。 ■宿泊を伴う旅費等の執行状況について ① 今後は旅費支給の取り扱いを再確認し、正しい積算に努めます。 ■その他事務処理に関する事項について ① 公文書に対して消せるボールペンは使用しないよう徹底いたします。
---	--

部署名：[福祉保健部] 【福祉課】 ■島原市福祉団体等補助金について 〔街かどのふれあいバザール支援事業費補助金〕、〔島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金〕、〔島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金〕 ① 補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。 ② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。 〔島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金〕 ① 補助金の変更交付申請及び決定を行わず、交付額確定時において実績に基づき補助金返還を命じている。 ② 補助対象経費とすべきでない費用に対し、補助金が交付されている。 〔島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金〕 ① 令和3年度の予算では、前年度からの繰越金が補助金額を超える額となっている中、支出では、予備費が増額され支出額の1/4を占める状況にある。自主財源による運営が可能であるにもかかわらず、補助金交付(減額含む)等の検討はされていない。	■島原市福祉団体等補助金について 〔街かどのふれあいバザール支援事業費補助金〕、〔島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金〕、〔島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金〕 ① 今後、3月31日までに履行確認を行います。 ② 今後、領収書などの証拠書類の確認を行います。 〔島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金〕 ① 今後、申請内容に変更がある場合は変更交付申請及び決定を行うよう適正な事務処理を行います。 ② 今後、補助対象経費とすべきでない費用については補助金の対象外として取り扱います。 〔島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金〕 ① 今後については、老人クラブ連合会と協議しながら検討していきます。
--	--

■福祉のまちづくり推進事業補助金について [がまだすマラソン大会補助金] ① 島原市補助金等交付規則に定められた各種様式と異なるものが使用されている。 ② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。 ■島原半島病院群輪番制病院運営支援事業費補助金について ① 補助事業等の履行確認が3月31日までに行われていない。 ■相談支援事業委託 及び 地域活動支援センター事業委託について ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。 ■緊急通報システム事業業務委託について ① 本事業の委託契約事務において、業務委託執行伺が作成されずに事務が執行されている。 ② 随意契約により執行されているが、その「適用条項」が適当でない。 ③ 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。 ④ 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。	■福祉のまちづくり推進事業補助金について [がまだすマラソン大会補助金] ① 事務処理の際に要綱をよく確認し規定様式を使用するようにいたします。 ② 今後、領収書などの証拠書類の確認を行います。 ■島原半島病院群輪番制病院運営支援事業費補助金について ① 今後、3月31日までに履行確認を行います。 ■相談支援事業委託 及び 地域活動支援センター事業委託について ① 有資格業者名簿に登録が無い事業所については、登録申請を行うよう依頼します。 ■緊急通報システム事業業務委託について ① 令和5年度につきましては、業務委託執行伺を作成し、適切な契約事務を行いました。 ② 令和5年度については、契約規則第24条第1項第6号及び第25条第1項を適用しました。 ③ 契約保証金に関する事項を記載しました。 ④ 予定価格書を作成しました。
--	---

■福祉課公金取扱マニュアルについて

① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

【こども課】

■島原市認定こども園整備費補助金について

① 実績報告書において、必要事項の記載漏れ並びに要綱に規定した書類が添付されていない。

■島原市地域子ども・子育て支援事業費補助金について

[放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業]、[放課後児童健全育成事業（母子家庭等児童助成事業）]、
[放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業分）]

① 補助事業等の履行確認が3月31日までに行われていない。

■福祉課公金取扱マニュアルについて

① 受領した公金の複数チェック機能などを追記しました。

■島原市認定こども園整備費補助金について

① 実績報告書必要事項の記載（事業費など）を行い、要綱に規定した書類を事業主より提出してもらい、添付済である。

■島原市地域子ども・子育て支援事業費補助金について

[放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業]、[放課後児童健全育成事業（母子家庭等児童助成事業）]、
[放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業分）]

① 令和5年度より3月31日までに履行確認を行う。

■島原市福祉団体等補助金について

[島原市保育会運営費補助金]

① 保育会の予算(支出)では、予備費が支出額の約50%を占めており、予備費を除いた事業費は、前年度繰越金より少額となっている。自主財源による運営が可能であるにもかかわらず、補助金交付(減額含む)等の検討はされていない。

② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

■児童手当現況届廃止・高所得者支給廃止対応システム改修業務委託について

① 業務委託執行伺において、随意契約にかかる「適用条項」が適当でない。

また、「随意契約における相手方の選定理由(1者随意契約)」に記載の内容が適当でない。

② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■こども課公金取扱マニュアルについて

① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

■島原市福祉団体等補助金について

[島原市保育会運営費補助金]

① 令和4年度補助金については、コロナウィルス感染症の影響で予算残が多くなったが、県規模での研修大会等を隔年もちまわりで実施するために保育会を運営するためには必要な経費である。これまで、補助金の額は状況に応じて見直しを行ってきたところである。

今後も繰越金等状況をみながら減額等の検討をしていきたい。

② 令和4年度実績報告分から領収書の確認を行ったところである。

■児童手当現況届廃止・高所得者支給廃止対応システム改修業務委託について

① 島原市契約規則第24条第1項1号から第5号に修正済み。

また、選定理由の内容を「当該団体に履行させた方が履行期間の短縮、経費の節減が確保でき、また既設の機器設備と密接不可分の関係にあるため同一の者以外では責任区分が不明確になるため、一社随契とするもの」に修正。

② 予定価格書について作成し、添付済。今後漏れがないように注意したい。

■こども課公金取扱マニュアルについて

① 受領から収納までの事務処理について、複数の職員で確認を行うための「窓口(訪問)収納者リスト」を新たに作成し、これに伴いマニュアルの内容を見直し作成済み。

【保険健康課】 ■島原市食生活改善推進事業費補助金について ① 本補助事業の開始（着手）日が、市の交付決定日前に行われている。 ■健康管理システム改修業務委託について ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。 ② 島原市契約規則第35条第1項第5号を適用し契約保証金を「免除」しているが、適用条項を誤っている。 ■島原市定期予防接種（A類疾病）業務委託・高齢者肺炎球菌感染症予防接種業務委託・長崎県広域予防接種業務実施及び支払事務委託について ① 業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適当でない。 ② 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。 ③ 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。	■島原市食生活改善推進事業費補助金について ① 本補助事業の開始日及び交付決定日を4月1日の同日とし、事業開始日が市の交付決定前にならないよう改善いたしました。今後、交付決定前の事業開始とならないよう適切に処理してまいります。 ■健康管理システム改修業務委託について ① 適用条項を「島原市契約規則第24条第1項第6号」としました。今後適正な事務処理に努めます。 ② 適用条項を、島原市契約規則第35条第1項第3号と改めました。適正な契約事務に努めます ■島原市定期予防接種（A類疾病）業務委託・高齢者肺炎球菌感染症予防接種業務委託・長崎県広域予防接種業務実施及び支払事務委託について ① 選定理由の記載内容について見直しを行いました。今後適正な事務の執行に努めます。 ② 契約書に、契約保証金に関する事項について記載し改善いたしました。今後、記載漏れがないよう、適正な事務の執行に努めます。 ③ 契約規則に準じた適正な契約手続きとなるよう改善いたしました。
---	--

④ 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。 ■保険健康課公金取扱マニュアルについて ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。 部署名：[建設部] 【道路課】 ■地域高規格道路「島原道路」島原市工区建設促進期成会負担金について ① 本期成会の決算において、繰越金が年々増加し事業費を大きく上回る繰越額となっている状況が見受けられる。 ■島原外港車両通過料徴収業務委託 及び島原新港使用料徴収業務委託について ① 島原市契約規則第35条第1項第5号に該当しないにもかかわらず、本条項を適用し契約保証金を「免除」している。 ■島原港ターミナルビル受付案内業務委託について ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。	④ 業務執行伺いの際に予定価格書を添付するよう改善いたしました。今後適正な事務の執行に努めます。 ■保険健康課公金取扱マニュアルについて ① 複数の職員で確認することなどのチェック機能を含むマニュアルを新たに作成しました。 ■地域高規格道路「島原道路」島原市工区建設促進期成会負担金について ① 事務局内で減額の検討を行い、今年度の役員会において、負担金の取り扱いについて議題として提案いたします。 ■島原外港車両通過料徴収業務委託 及び島原新港使用料徴収業務委託について ① 令和5年4月1日から、随意契約を締結する場合の契約保証金の免除規定が新たに規定されたため、その規定を適用しております。 ■島原港ターミナルビル受付案内業務委託について ① 令和5年4月1日から、随意契約を締結する場合の契約保証金の免除規定が新たに規定されたため、その規定を適用しております。
---	---

② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。 ■建設部における現金領収マニュアルについて ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。 ■物品購入（備品）及び管理について ① 物品の購入契約に当たって、島原市契約規則第24条第1項第10号（予定価格が80万円を超えない財産の買入れをするとき）に適用させるため、同一物品を3件の契約に分割し、随意契約による契約手続きを行っているものがある。これは、手続規定の違反である。 ② 物品購入にかかる契約事務において、請書により行われているが、契約金額は島原市契約規則第30条（契約書作成の特例）に規定した額を超えるため、契約書の作成が必要である。 ③ 物品購入にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。	② 令和4年度からは予定価格書を作成しております。 ■建設部における現金領収マニュアルについて ① 複数の職員でチェックする現金領収マニュアルを作成しております。 ■物品購入（備品）及び管理について ① 今後は、契約規則等の法令を遵守し、適正な契約手続きを行います。 ② 今後は、契約規則等の法令を遵守し、適正な契約手続きを行います。 ③ 今後は、契約規則等の法令を遵守し、適正な契約手続きを行います。
---	--

【都市整備課】 ■島原城石垣清掃業務委託（その２）について ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。 また、「随意契約における相手方の選定理由書」の記載内容が適切ではない。 ② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。 ■エレベーター保守点検業務委託について ① 委託料支払事務において、支払期限を過ぎて支払っているものがあり、支払遅延となっている。 ② 委託料支払事務において、請求書の「支払期日」の日付を書き換えた不適切な事務処理が行われている。 ■公営住宅（駐車場）使用料マニュアルについて ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。 ■その他事務処理に関する事項について ① 業務委託執行伺の見積書提出期限や契約締結伺の決裁日に、「消せるボールペン」が使用されている。	■島原城石垣清掃業務委託（その２）について ① 適用条項及び記載内容の見直しを行っております。 ② 今後は、契約規則等の法令を遵守し、適正な契約手続きを行います。 ■エレベーター保守点検業務委託について ① 契約事務の流れを確認し、適正な支払事務を執行いたします。 ② 今後は、法令を遵守し、適法な事務の執行を徹底いたします。 ■公営住宅（駐車場）使用料マニュアルについて ① 複数の職員でチェックする現金領収マニュアルを作成しております。 ■その他事務処理に関する事項について ① 今後は、「消せるボールペン」の公文書への使用禁止を徹底いたします。
--	---